

## 令和7年度奨学のための給付金（通常申請）について

（和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項）

### 制度の概要

和歌山県文化学術課では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当する世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

令和7年度に入学し、早期給付の申請（4～6月分）をされた方で、7月分以降の支給を希望される場合も、通常申請（7～3月分）が必要です。

※本件の申請手続は、高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金申請（認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度）とは別の手続きになりますのでご注意ください。

### 対象となる世帯

●令和7年7月1日現在、次の全てに該当している世帯が対象です。

- 1 生徒が私立の専攻科支援金の対象である学校に在学していること
- 2 次のいずれかを満たしていること
  - ・生活保護（生業扶助）受給世帯又は、保護者（親権者）等全員の令和7年度（令和6年分）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であること（以下「非課税世帯」という。）
  - ・保護者（親権者）等全員の令和7年度（令和6年分）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満であること（以下「低所得世帯」という。）
  - ・保護者（親権者）等全員の令和7年度（令和6年分）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満かつ扶養する子が3人以上であること（以下「多子世帯」という。）
- 3 保護者（親権者）等が和歌山県内に住所を有していること
  - ※保護者（親権者）等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。
- 4 生徒が専攻科支援金の支給を受ける資格を有する者であること

●以下に該当している場合は、**支給対象外**となります。

- ・令和7年7月1日現在、在学している学校を休学している。
- ・生徒が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、見学旅行費又は特別育成費の対象となっている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ・保護者が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合

## 支給される金額

以下のとおり、世帯状況、課程別により支給額が異なります。

早期給付申請者で通常申請を行う場合、通常申請の支給額は7～3月分です。

| 世帯状況                                                                          | 支給額<br>(年額) | 支給額（早期給付申請者） |          |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|----------|
|                                                                               |             | 4～6月分        | 7～3月分    |
| ① 生活保護（生業扶助）受給世帯                                                              | 52,600 円    | 13,150 円     | 39,450 円 |
| ② 非課税世帯                                                                       | 52,100 円    | 13,025 円     | 39,075 円 |
| ③ 低所得世帯                                                                       | 10,420 円    |              |          |
| ④ 多子世帯                                                                        | 10,420 円    |              |          |
| ⑤ 上記の世帯において、着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である場合（当該災害等につき1回に限る） | 81,000 円    |              |          |

※上記⑤に関しては、「制服の再購入に係る誓約書」と「罹災証明書等」の提出が必要です。

## 申請に必要な書類

●和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書【別記第1号様式】

- ・対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

●在学等証明書【別記第2号様式】

- ・別記第2号様式により学校に証明をしてもらってください。

※学校の在学証明書の様式でも、別記第2号様式の内容を満たしている場合は可とします。

◎受給申請書（表面）「1 申請についての確認事項」にチェックした項目に応じて、下表から必要な書類（○印がついたもの）を添付して申請してください。

| 申請についての<br>確認事項<br><br>添付書類                                                                               | ①② 基準日<br>(7月1日)<br>現在、生活保<br>護を受けてい<br>ます。及び生<br>業扶助を受け<br>ています。 | ③ 以前の<br>給付金申請<br>でマイナン<br>バーが確認<br>できる書類<br>を提出済み<br>です。 | ④ 専攻科に<br>在学し、扶<br>養する子が<br>3人以上い<br>るため、扶<br>養親族申告<br>書を提出し<br>ます。 | ⑤ 和歌山<br>県外の学校<br>に在学して<br>いるため、<br>在学証明書<br>を提出しま<br>す。 | ⑥ 上記①<br>～⑤のい<br>ずれにも<br>該当しま<br>せん。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 振込先の通帳のコピー<br>・金融機関名、支店名、口座番号、<br>口座名義人(カナ)がわかる通<br>帳の部分やカードのコピーが<br>必要<br>※ネットバンク等の口座情報画面等<br>でも可        | ○<br>(注)                                                          | ○<br>(注)                                                  | ○<br>(注)                                                            | ○<br>(注)                                                 | ○<br>(注)                             |
| 保護者等全員のマイナンバー<br>関係書類または課税証明書<br>・マイナンバー関係書類を提出する<br>場合は、同封の貼付等台紙(別記<br>第4号様式)を併せて提出してく<br>ださい。(住民票は貼付不可) | ×                                                                 | ×                                                         | ○<br>③にもチェッ<br>クした方は提<br>出不要                                        | ○<br>③にもチェ<br>ックした方<br>は提出不要                             | ○                                    |
| 扶養親族申告書<br>・マイナンバーを提出していない方<br>については市町村民税における扶<br>養親族の記載が省略されていない<br>課税証明書添付が必要。                          | ×                                                                 | ×                                                         | ○                                                                   | ×                                                        | ×                                    |
| 生活保護受給証明書(原本)<br>(発行日が令和7年7月1日<br>以降のもの)                                                                  | ○                                                                 | ×                                                         | ×                                                                   | ×                                                        | ×                                    |

(注) 申請書表面の「以前の奨学給付金申請で記載した口座から変更しません。同じ口座への振り込みを希望します。」にチェックした場合は通帳の写しは添付不要となります。

※①基準日(7月1日)現在、生活保護を受けています。

②基準日(7月1日)現在、生活保護のうち生業扶助を受けています。について、生活保護受給証明書において生業扶助が措置されていることが明記されていない場合は、証明書発行窓口で措置状況を確認の上、生業扶助の措置の有無を追記してもらってください。

※③「以前の給付金申請でマイナンバーが確認できる書類を提出済みです。」について、提出したかどうか不明な方は、再度書類の提出をお願いします。

## 申請期限

- 令和7年8月7日(木)まで(当日消印有効)
- 提出先 郵送又は直接持参により、下記までご提出ください。

※郵送でマイナンバー関係書類を提出する際は、本人確認書類(控え)を同封し、送達記録の分かる形式で提出をお願いします。(別記第4号様式)

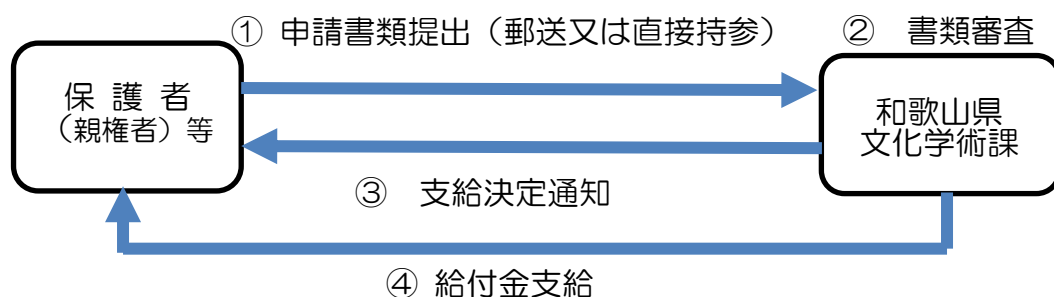
〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 奨学給付金担当あて

## 申請から給付金の受取りまでの流れ

- ① 保護者（親権者）等は郵送又は直接持参により、県へ申請書類を提出
- ② 県にて書類審査
- ③ 認定結果について県から保護者（親権者）等へ通知文書を送付
- ④ 県から支給決定を受けた保護者（親権者）等の口座へ給付金を入金



### ●支給時期

通常申請分の支給時期は、令和7年12月頃を予定しています。

（お願い）

振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、兄弟姉妹で同時に申請された場合でも、振込時期が異なることがあります。

## 留意事項

---

### ●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和7年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いいたします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者様から申請口座に関するお問い合わせをいただくことがありますが、個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和7年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

### ●DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の申し出について

マイナンバー制度において、DV や虐待等の被害を受けて（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある方も含みます。）避難されている方については、避難先の住所・居所がある都道府県名又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、情報の不開示措置を申し出ることができます。

本件の申請手続において、個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』を提出される方で、情報の不開示措置を希望される方は、『DV・虐待等被害者に係る「不開示申出書」』を他の申請書類とあわせてご提出ください。

### ●偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるときは即時返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班  
電話番号 073-441-2098